

ぎふ地域の絆づくり 支援センターだより

—— 地域で活発な活動団体を紹介します! ——



第32号
令和4年12月発行

清流の国ぎふ

岐阜県環境生活部県民生活課
ぎふ地域の絆づくり支援センター
〒500-8570
岐阜市数田南2-1-1(県庁6階)
電話 058-272-8199

40 ふしみこども食堂(御嵩町)

活動地域: 御嵩町 活動拠点: 「ゆずりは」 代表: 平井 高子 事務局長: 後藤 香代里

御嵩町の概要

御嵩町は、岐阜県中南部木曾川南岸に位置し、約60%が森林という緑豊かな風景が広がるまちである。町内には一級河川の可児川が流れ、中心部は濃尾平野の端部になっている。可児郡に所属する唯一の町村でもある。

【地区のデータ】(令和4年10月1日現在)
世帯数: 7,470世帯 人口: 17,768人

活動拠点「ゆずりは」の名前の由来

庭に大きなゆずりはの木があることと、「以前、障害のある方の作業所として使われていた名前をそのまま使うことで、地域の方にも覚えてもらいやすいのでは」との思いで名付けられた。

「ふしみこども食堂」ができるまで

2015年夏、当時公民館に勤務していた平井代表と公民館で親子サークル活動を主催していた後藤事務局長が「子育て中の働く保護者のために」と、「子ども達に料理を教えながら一緒に作り、週1回でもそれを持ち帰れば、保護者も助かり、子ども達の食育にもなるのでは」と考えていた。そんな時、ニュースで「こども食堂」の存在を知り、東京へ視察に出かけた。

視察から半年後の2016年春「ふしみこども食堂」を設立。当初の3年間は、公民館で活動していたが、寄付される食材などの保管庫確保の問題や時間的な制約があることなどから、自由に活動できる場所として、伏見小学校隣の「ゆずりは」を拠点に活動を開始。

●ふしみこども食堂のルール

★とことん地域の人を巻き込む

「一人ひとりが できることを できるときにやりたいことを やりたい人が やればいい」

●活動内容

毎週金曜日の10時から14時まで「ゆずりは」を居場所活動や相談窓口として開放。

毎月第3金曜日の夜は、参加費大人500円、子ども100円で、こども食堂を開催。

新型コロナウイルス感染拡大後は、参加者の希望にあわせて、イートイン、テイクアウトの両方に対応している。



●スタッフ

料理が得意な代表と人をつなぐことが得意な事務局長がお互いの得意を組み合わせ、活動に対する思いを発信したところ、SNSや口コミで人が集まり、今では15人ほどのスタッフで活動している。



「ゆずりは」の家



●小さな広報担当

- 「ふしみこども食堂」をもっと知ってもらいたいという思いでポスターを描き、どうしてこれを作ろうと思ったかという言葉を書き添えて、商店などを回っている。そのおかげもあり食材がたくさん届いている。



●三冊の宝物

- こども食堂について多くの人に知ってもらい支援を募るための企業との手紙のやりとりや、利用者アンケート、利用者からの感想などがまとめられた三冊の作品。これは、こども食堂立上げ時からの利用者であった小学生(当時)が、小学校3年、5年と卒業時に作成してくれたもの。そこには「私たちこどもだけでなく、忙しい両親も助けてくれるこども食堂に恩返しをしたい」「自分の受けた恩を、利用してくれる人に恩送りしたい」という思いがあった。最後の作品には、「私がメッセンジャーとして、この素敵な場所を多くの人に知ってもらうことが自分にできること、やれること。『できる人が、できることを、やれるときにやる』を教えてくださいました」と結ばれている。



拠点「ゆずりは」ができたときの作品



地域交流会



食事の様子



多世代交流



夕食作り



毎回70食ほど作られるお弁当

●今後の展望

- 食というツールを使って地域のコミュニティを作り、人が集まったときに伺った困りごとなどを地域みんなで考えていく活動を続けていきたい。しかし、この活動だけで解決することは難しいため、ここから必要な所(行政・学校など)へつなげることも続けていきたい。
- こども食堂として立ち上げたが、今では地域の居場所活動になっている。今後は、その活動の中にこども食堂の日があるように移行しつつ、地域とつながっていききたい。
- 「ゆずり葉」は、若葉がでると、古い葉が「若葉に譲る」ように散ることから、その様子を、成長した子に親があとを譲ることにたとえられる。家系が途切れることなく続く象徴と言われるように、ふしみこども食堂も次の世代へつなげていきたい。



Facebook



LINE

取材を終えて

「この活動を子どもたちのためにという義務感からではなく、料理を作りながら、みんなでワイワイすることも楽しいからここに来る、そういう場であることは、うれしい。」とおっしゃいました。この活動を始めて、食べて応援する人、食材を届けてくれる人、ふらっと来て楽しませてくれる人などいろんな形で支えてくれる人がいて、支援の仕方はいろいろあることを感じられたそうです。『ルールが少ないことがルール』とし、地域のパイプ役として活動されています。関係者の皆様には、お忙しい中、取材にご協力いただきありがとうございました。

ぎふ地域の絆づくり支援センターからのお知らせ

「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が2022年10月1日に全面施行されました

- 定期的な点検整備の努力義務
- 自転車損害賠償責任保険等への加入義務
- ヘルメットの着用努力義務

